

65歳以上の介護保険料基準額及び所得段階を改正しました

～第7期介護保険料の基準月額、4,500円です～

介護保険の財源は、国（25%）・県・町（各12.5%）の公費負担で、残りを65歳以上の方（第1号被保険者 23%）と40～64歳の方（第2号被保険者 27%）が納める保険料でまかなわれており、保険料は、介護保険の大切な財源となっています。

町の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、総人口の減少及び高齢者人口の増加に伴い、平成29年4月の31.0%から平成32年度には33.3%に上昇することが見込まれるとともに、要介護認定者数及び保険給付費（介護サービスを提供する経費）の増加も見込まれます。

このような状況に基づき、第7期計画では、基準の所得段階（第5段階）の金額を第6期より3,000円（月額250円）引き上げ、年額54,000円（月額4,500円）としました。これにより、安定した介護保険財政の運営を図ります。

順位	市町村名	介護保険料
1位	鳩山町	4,000円
2位	杉戸町	4,261円
3位	毛呂山町	4,340円
4位	嵐山町	4,500円
〃	桶川市	4,500円
〃	鶴ヶ島市	4,500円
県内の平均基準月額		5,058円
59位	戸田市	5,775円
60位	小鹿野町	5,990円
61位	東秩父村	6,955円

（参考）県内市町村の介護保険料の基準額

65歳以上の方の介護保険料(平成30年度～32年度)

所得段階	対象者	負担割合	介護保険料(年額)
第1段階	・生活保護被保護者等 ・世帯全員が町民税非課税の方 (老齢福祉年金受給者等及び本人年金収入等80万円以下)	基準額 ×0.50 (0.45※)	27,000円 (24,300円※)
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下)	基準額 ×0.75	40,500円
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方 (第2段階に該当しない方)	基準額 ×0.75	40,500円
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、 本人は町民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方)	基準額 ×0.90	48,600円
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、 本人は町民税非課税の方 (第4段階に該当しない方)	基準額 ×1.00	54,000円
第6段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円未満の方)	基準額 ×1.20	64,800円
第7段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方)	基準額 ×1.30	70,200円
第8段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方)	基準額 ×1.50	81,000円
第9段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が300万円以上の方)	基準額 ×1.70	91,800円

※第1段階は、公費（国、県、町）による保険料軽減（0.05）を行うため、平成30年度の保険料率は0.45となります。
なお、平成31年度、32年度は未定です。

★平成30年度の介護保険料納入通知書につきましては、7月に送付する予定です。

問合せ 長寿生きがい課 長寿生きがい担当 ☎62-0718

健康で互いに支え合う生き生きとしたまちづくり

第7期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定

町では平成30年3月に「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)」を策定しました。
高齢者が介護や援助を必要となった場合にも、できる限り家庭や住み慣れた地域の中で、その人の自己努力を基に自立した生活を営むことが重要です。

そのためには、地域、事業者、行政が一体となって支援していくまちづくりに向け、「利用者本位」、「高齢者の自主性」、「自立支援」、「協働社会の構築」を基本理念としています。

第7期計画の施策体系

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化

施策 1-1	地域支援事業の充実 〔多様なサービスを充実させます〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域支援事業の推進 2 総合事業の充実 3 包括的支援事業・任意事業の充実
施策 1-2	地域包括支援体制の充実 〔在宅医療と介護を連携し、推進します〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅医療・介護連携の推進 2 認知症施策の推進 3 地域包括ケアシステムの推進
施策 1-3	高齢者の生きがいづくり・生活支援の充実 〔生きがいづくりを推進し、生活を支援します〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 生きがいづくり活動の支援 2 生活支援サービスの充実 3 多様なサービスの推進

基本目標2 介護保険事業の推進

施策 2-1	サービス提供体制の確保と質の向上 〔サービス提供体制を確保し、質の良いサービスを目指します。〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センターの充実 2 サービスの質の向上 3 情報提供と苦情対応 4 福祉・介護人材の確保・育成支援 5 介護離職ゼロに向けた取り組み
施策 2-2	事業の円滑な運営の維持 〔介護保険事業等が円滑に運営できるよう推進します〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業の推進 2 総合事業の利用者推計 3 低所得者等に対する利用者負担の軽減 4 介護保険給付費と保険料の算定 5 計画の推進に向けて

※この計画は、役場、図書館、ふれあい交流センター、生き生きふれあいプラザやすらぎ、町ホームページで閲覧できます。

平成30年8月～ 介護保険利用者負担割合が改正されます

介護保険制度の維持継続と負担の公平性の面から利用者負担の割合が見直され、これまで利用者負担の割合が2割だった方で特に所得の高い方の負担割合が3割に変更されます。

<利用者負担が3割になる方>

本人の合計所得金額が220万円以上で、同世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の方

6月までに介護認定をされた方は、7月に「介護保険負担割合証」を送付する予定です。

7月以降に介護認定をされた方は、随時送付します。

